

鋼 船 規 則

規
則

B 編

船級検査

2012 年 第 2 回 一部改正

2012 年 11 月 15 日 規則 第 48 号

2012 年 7 月 27 日 技術委員会 審議

2012 年 9 月 25 日 理事会 承認

2012 年 10 月 23 日 国土交通大臣 認可

2012 年 11 月 15 日 規則 第 48 号
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

B 編 船級検査

改正その 1

12 章 海洋構造物等に関する検査

12.1 通則

12.1.1 を次のように改める。

12.1.1 適用

-1. **P 編**の規定が適用される海洋構造物等~~（以下、本章において「船舶」という。）~~の船級検査は、他章の規定にかかわらず、本 **12 章**の規定を適用する。

~~-2. 前-1.~~に関わらず、**P 編 1.2.3** に定義される洋上風力発電船については、本会が別途発行し、国土交通大臣に届け出た「浮体式洋上風力発電設備に関するガイドライン」によらなければならない。

~~-3.~~ **P 編**の規定が適用される~~船舶~~海洋構造物等（前~~-2.~~の洋上風力発電船を除く。以下、本章において「船舶」という。）であって、同一の構造、寸法及び設備を有する複数の船舶並びに陸上の設備が、1 つのシステムとして構成されるものにあつては、本 **12 章**の規定を各船舶毎に適用する。

~~-4.~~ 船舶の検査は、本章の規定に適合することに加えて、沿岸国の国内法規等に適合しなければならないことに注意する必要がある。

附 則（改正その 1）

1. この規則は、2012 年 4 月 23 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.4 工事の検査

-1.を次のように改める。

- 1. 船体及び艀装関係工事の立会の時期は、次のとおりとする。
 - (1) 材料については **K 編**，艀装品については **L 編**に定められた試験を行うとき。
 - (2) 他の場所で製造された材料又は部品については，当該船舶に引当てるとき。
 - (3) 溶接については **M 編**に定められた試験を行うとき。
 - (4) 内業加工及び組立中本会が指定したとき。
 - (5) 各ブロックを搭載するとき。
 - (6) 水圧試験，水密試験及び非破壊試験を行うとき。
 - (7) 船体各部が完成したとき。
 - (8) 各種開口の閉鎖装置，各種遠隔操縦装置，操舵装置，揚錨装置，係船装置，非常曳航設備，乗降設備（**C 編 23.9** 又は **CS 編 21.9** に規定されるもの），脱出設備，消火設備，通風装置，諸管装置，水位検知警報装置（**D 編 13.8.5** 及び **13.8.6** に規定されるもの），排水設備（**D 編 13.5.10** に規定されるもの）等の効力試験を行うとき。
 - (9) 舵の取付け，竜骨線の見通し，主要寸法の実測，船体ひずみの測定等を行うとき。
（以下，省略）

2.4 積荷試験

2.4.1 の表題を次のように改める。

2.4.1 液化ガスばら積船及び危険化学品ばら積船

3 章 年次検査

3.2 船体、艙装、消火設備及び備品の年次検査

3.2.2 現状検査

表 B3.2 を次のように改める。

表 B3.2 現状検査

検査項目	検査内容
1～6	(省略)
7 水密隔壁及び船楼端隔壁及び甲板室等	・ 水密隔壁の水密戸、各種貫通部及び止水弁並びに船楼端隔壁出入口及び乾舷甲板下の場所に通じる昇降口を保護する甲板室又は昇降口室の出入口の閉鎖装置について、現状良好であることを確認する。
8 以降	(省略)

3.2.3 効力試験

表 B3.3 を次のように改める。

表 B3.3 効力試験

試験項目	試験内容
1	(省略)
2 水密隔壁水密戸並びに船楼端隔壁出入口及び乾舷甲板下の場所に通じる昇降口を保護する甲板室又は昇降口室の出入口の閉鎖装置	・ 作動確認並びに表 B2.1 に掲げる射水試験又は同等の試験。ただし、検査員が差し支えないと認める場合は、省略することができる。
3 以降	(省略)

3.4 液化ガスばら積船の特別要件

3.4.2 検査

表 B3.9 を次のように改める。

表 B3.9 液化ガスばら積船の特別要件

検査項目	検査内容
1 貨物格納設備	(省略)
2 貨物格納設備及びホールスペースのベント装置	(省略)
3 荷役設備	(省略)
4 計測装置, 検知装置, 警報装置及び安全装置	(省略)
5 環境制御装置	(省略)
6 消火設備	(省略)
7 人身保護設備	(省略)
8 その他	次に掲げる事項について, 現状検査を行うとともに, (k)及び(l)については記載内容の確認及び船内に保管されていることの確認を行う。 (a) クロスフラッディング設備及び水密扉等の損傷時復原性能に関連する設備。<u>ただし, クロスフラッディング設備の現状検査を行うことが困難な場合は, 本会が適当と認める検査に代えることができる。</u> (b) 操舵室及び甲板室並びに船楼の閉鎖を要求される範囲の窓及び扉等の開口の閉鎖装置並びにエアロック装置 (c) 貨物区域内の閉鎖場所の通風装置及びその予備ファンあるいはインペラ (d) 荷役の際の貨物漏洩に備えてホース継手の下に設ける固定あるいは可搬式トレイ, 又は甲板防護のための甲板上の防熱材 (e) 貨物コントロール室, 貨物ポンプ及び圧縮機室並びにガス密隔壁の貫通軸の軸封部 (f) 船体の過冷却防止設備 (g) 承認を受けた貨物ホース (h) 船体及び貨物管との接地 (i) 船首尾荷役設備及びその関連設備, 緊急時の避難場所並びに貨物の種類によって要求される特殊設備等 (j) ガス危険場所又は区域の電気設備 (k) 貨物ログブック, 荷役記録並びに貨物格納設備及び荷役設備に関連するマニュアル (l) 液化ガスばら積み運送のための船舶の構造及び設備に関する規則

3.5 危険化学品ばら積船の特別要件

3.5.2 検査

表 B3.10 を次のように改める。

表 B3.10 危険化学品ばら積船の年次検査における特別要件

検査項目	検査内容
1 暴露甲板	(省略)
2 貨物ポンプ室及びその他荷役区域	(省略)
3 貨物タンク及び貨物タンク周囲の区画に対する環境制御設備	(省略)
4 計測装置、ガス検知装置及び警報装置	(省略)
5 消火設備	(省略)
6 人身保護設備	(省略)
7 その他	次に掲げる事項について現状検査を行うとともに、(k)及び(l)については記載内容の確認及び船内に保管されていることの確認を行う。 (a) <u>クロスフラッディング設備、水密扉等の損傷時復原性能に関連する設備。ただし、クロスフラッディング設備の現状検査を行うことが困難な場合は、本会が適当と認める検査に代えることができる。</u> (b) 貨物試料保管設備 (c) 船首尾荷役設備及びその関連設備 (d) 荷役の際の貨物漏洩に備えてホース継手の下に設ける固定あるいは可搬式トレイ又は甲板防護のための甲板上の防熱材 (e) ポンプ及び弁を含む管系統の識別マーク (f) 貨物タンクの通気装置及びその排水装置 (g) 認定を受けた貨物ホース (h) 特定貨物に対する特殊設備 (i) 貨物の加熱及び冷却設備 (j) ガス危険場所又は区域の電気設備 (k) 貨物ログブック、荷役記録及び関連するマニュアル (l) 危険化学品のばら積み運送のための船舶の構造及び設備に関する規則

4 章 中間検査

4.2 船体，艙装，消火設備及び備品の中間検査

4.2.3 効力試験

表 B4.1 を次のように改める。

表 B4.1 効力試験

試験項目	試験内容
1 表 B3.3 に掲げる設備又は装置(ただし、第 2 項を除く。)	・ 表 B3.3 中に定めるそれぞれの試験
2 水密隔壁水密戸及び並びに船楼端隔壁出入口及び乾舷甲板下の場所に通じる昇降口を保護する甲板室又は昇降口室の出入口の閉鎖装置	・ 作動確認 ・ 表 B2.1 に掲げる射水試験又はこれと同等の試験。ただし、検査員が差し支えないと認める場合は、省略することができる。
3 排水，係船及び揚錨の装置	・ 作動確認。ただし、検査員が差し支えないと認める場合は、省略することができる。
4 固定式ドライケミカル粉末消火装置	・ 配管の通気試験 ・ モニタ及びホースラインの作動確認 ・ 遠隔操作装置及び付属装置自動弁の作動確認 ・ 起動用又は加圧用ガスの検量
5 水噴霧装置	・ 噴霧試験。噴霧量の確認は省略することができる。
6 炭酸ガス消火剤，ハロン消火剤，ドライケミカル粉末消火剤	・ 消火剤の検量
7 固定式炭酸ガス消火装置及び固定式ハロン消火装置	・ 配管の通気試験 ・ 警報装置の作動試験
8 固定式泡消火装置及び固定式高膨脹泡消火装置	・ 送水管の通水試験
9 固定式加圧水噴霧装置	・ 噴霧試験 ・ 加圧水ポンプの作動試験
10 自動スプリンクラ装置	・ スプリンクラ用探知器を作動させたうえで放水警報，スプリンクラポンプの作動確認
11 固定式局所消火装置	・ 配管の通気試験 ・ 警報装置の作動試験 ・ 給水ポンプ及び起動弁の作動試験
12 貨物区域の消防及び防火に係る各種開口の閉鎖装置	・ 作動確認
ばら積貨物船に対する追加要件	
13 機械駆動式倉口蓋	・ 船首から $0.25L_f$ の範囲にあるもの及びそれ以外に少なくとも 1 組について作動確認。ただし、定期検査間の 5 年において、いずれの倉口蓋も少なくとも 1 度は作動確認を行う。 ・ 建造後 10 年を超える船舶では、全てについて作動確認
14 風雨密倉口蓋	・ 建造後 10 年を超える船舶では、全てについて表 B2.1 に掲げる射水試験又はこれと同等の試験
15 水位検知警報装置	・ 建造後 10 年を超える船舶では、全てについて作動試験

5 章 定期検査

5.2 船体、艙装、消火設備及び備品の定期検査

5.2.3 効力試験

-2.を次のように改める。

-2. 前-1.によるほか、次の(1)から(910)の効力試験及び作動試験を行う。

- (1) すべての機械駆動式倉口蓋について作動試験
- (2) すべての風雨密倉口蓋について表 B2.1 に掲げる射水試験又はこれと同等の試験
- (3) すべてのビルジ管装置及びバラスト管装置について効力試験及び作動試験
- (4) すべてのバウドア、内扉、サイドドア及びスタンドアについて、射水試験又はこれと同等の試験
- (5) 水密隔壁水密戸並びに船楼端隔壁出入口及び乾舷甲板下の場所に通じる昇降口を保護する甲板室又は昇降口室の出入口の閉鎖装置について、表 B2.1 に掲げる射水試験又はこれと同等の試験
- (56) 油タンカー及び危険化学品ばら積船にあっては、すべての貨物タンク、すべてのバラストタンク及びこれらに隣接するすべてのタンク及び区画（ポンプ室、パイプトンネル、コファダム及び空所等）内並びに暴露した甲板上の貨物管装置及びバラスト管装置について効力試験及び作動試験
- (67) 液化ガスばら積船の定期検査にあっては、すべてのバラストタンク及び貨物タンクに隣接するすべてのタンク及び区画（ポンプ室、貨物圧縮機室、コファダム、パイプトンネル及び空所）内並びに暴露した甲板上の貨物管装置及びバラスト管装置について効力試験及び作動試験
- (78) ばら積貨物船及び総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船にあっては、すべての貨物倉、すべてのバラストタンク及び貨物倉に隣接するすべてのタンク及び区画（パイプトンネル、コファダム及び空所等）内の各種管装置並びに暴露した甲板上の各種管装置について効力試験及び作動試験
- (89) すべての水位検知警報装置について、4.2.3 の表 B4.1 第 1 項でいう作動試験
- (910) 国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶にあっては、乗降設備について効力試験

5.2.5 構造部材等の精密検査

表 B5.6-1(2)を次のように改める。

表 B5.6-1(2) ばら積貨物船（鉱石運搬船を除く。）の精密検査の対象部材

定期検査	対象部材
二重船側構造ばら積貨物船（鉱石運搬船を除く。）に対する要件	
建造後 5 年以下の船舶 に対する定期検査 （第 1 回定期検査）	1. 貨物倉内の任意に選定された 2 個の横隔壁及び残りの横隔壁の下端部（防撓材を含む。）(C) 2. 各種のバラストタンクのそれぞれ 2 個の代表的なタンク（最も船首よりのトップサイドタンク及び船側タンクを各 1 個以上含むこと）内の各 1 個のトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材（関連板部材及び縦通肋骨を含む。）(B) 3. 貨物倉内の空気管及び測深管の内底直上の部分
建造後 5 年を超え 10 年 以下の船舶に対する定期検査 （第 2 回定期検査）	1. 各貨物倉内の 1 個の横隔壁及び残りの横隔壁の下端部（防撓部材を含む。）(C) 2. バラストタンクとして使用されるトップサイドタンク，ビルジホップタンク及び船側タンクからそれぞれ 1 個を任意に選定し，それらのタンク内の半数程度のトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材（関連の板部材及び縦通肋骨を含む。）(B) 3. 前 2. のタンクを除く，すべてのバラストタンク内の 1 個のトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材（関連の板部材及び縦通肋骨を含む。）(B) 4. 1 個の横断面における片舷のトップサイドタンク，ビルジホップタンク及び船側タンク内の前後両端の横隔壁（防撓材を含む。）(B) 5. 最も船首よりの両舷の船側バラストタンクにおいて，各タンクの前後部及び中央部の船側外板及び縦通隔壁に付く適当数（合計が少なくとも当該タンクにおける総数の 1/4 程度の数）の縦通肋骨又は防撓材 (A) 6. 甲板口側線内における甲板のすべての板及び甲板下構造部材 7. 貨物倉内の管装置全体。検査員が必要と認める場合には気密試験を行うこと。
建造後 10 年を超え 15 年 以下の船舶に対する定期検査 （第 3 回定期検査）	1. すべての貨物倉内の横隔壁（防撓部材を含む。）(C) 2. 各バラストタンク内のすべてのトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材(関連の板部材及び縦通肋骨を含む)，並びにすべての横隔壁（防撓部材を含む。）(B) 3. 両舷の船側バラストタンクにおいて，各タンクの前後部及び中央部の船側外板及び縦通隔壁に付く適当数（合計が少なくとも当該タンクにおける総数の 1/4 程度の数）の縦通肋骨又は防撓材 (A) 4. 第 2 回定期検査の 6.及び 7.の要件に同じ
建造後 15 年を超える船舶 に対する定期検査 （第 4 回定期検査及びそれ以降の定期検査）	1. 各船側バラストタンクにおけるすべての船側及び縦通隔壁に付く縦通肋骨又は防撓材 (A) 2. 第 3 回定期検査の 1.， 2.及び 4.の要件に同じ

（備考）

（以降省略）

表 B5.24 を次のように改める。

表 B5.24 ばら積貨物船及び総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船の
圧力試験の対象タンク

定期検査	対象部材
建造後 5 年以下の船舶 に対する定期検査 (第 1 回定期検査)	1. 貨物積載区域内のバラストタンク，深水タンク及びバラスト兼貨物倉のすべての囲壁 2. 貨物積載区域内の清水タンク，燃料油タンク及び潤滑油タンクの代表的タンク 3. 水タンク ただし，貨物積載区域外の清水タンクについては，内部検査及び外部検査を行い，検査員が現状良好と認める場合には，代表的タンクとして差し支えない。 4. 貨物積載区域外の燃料油タンク ただし，貨物積載区域外の燃料油タンクについては，5.2.4-2.の内部検査又は外部検査を行い，検査員が現状良好と認める場合には，代表的タンクとして差し支えない。 5. 貨物積載区域外の潤滑油タンク ただし，貨物積載区域外の潤滑油タンクについては，外部検査を行い，検査員が現状良好と認める場合には，代表的タンクとして差し支えない。
建造後 5 年を超え 10 年 以下の船舶に対する定 期検査 (第 2 回定期検査)	1. 第 1 回定期検査時の要件に同じ。
建造後 10 年を超え 15 年以下の船舶に対する 定期検査 (第 3 回定期検査)	1. 水タンク（バラスト兼貨物倉を含む） 2. 燃料油タンク ただし，5.2.4-2.の内部検査及び外部検査を行い，検査員が現状良好と認める場合には，二重底タンクでは船の前後部それぞれ 1 個を含む代表的タンク，深油タンクでは代表的タンクとして差し支えない。 3. 潤滑油タンク ただし，5.2.4-2.の内部検査及び外部検査を行い，検査員が現状良好と認める場合には，代表的タンクとして差し支えない。
建造後 15 年を超える船 舶に対する定期検査 (第 4 回定期検査及び それ以降の定期検査)	1. 水タンク（バラスト兼貨物倉を含む），燃料油タンク及び潤滑油タンク

附 則（改正その 2）

1. この規則は，2012 年 11 月 15 日（以下，「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については，この規則による規定にかかわらず，なお従前の例によることができる。

12 章 海洋構造物等に関する検査

12.2 登録検査

12.2.2 提出用図面その他の書類

-1.を次のように改める。

-1. 承認用提出図面及びその他の書類

製造中登録検査を受けようとする船舶については，工事の着手に先立ち，次に掲げる図面及びその他の書類を提出して本会の承認を得なければならない。

(1) 船体関係

((a)から(o)は省略)

(p) 海底資源掘削船にあつては，以下の図面及びその他の書類

i) 掘削やぐらの配置図，構造図及び関連資料

ii) 掘削用甲板上の配置図

iii) 掘削用甲板，サブストラクチャの構造図

iv) **P 編 15.2.12** に規定する呼吸具の配置，仕様（型式，容量等を含む。），数等を記載した図面及び書類

((q)は省略)

((2)は省略)

-2.を次のように改める。

-2. 参考用提出図面その他の書類

製造中登録検査を受けようとする船舶について，前-1.の規定による承認図面その他の書類のほか，次に掲げる図面その他の書類を参考として本会に提出しなければならない。

((1)から(16)は省略)

(17) **P 編 187.1** に規定するオペレーションマニュアル

((18)から(22)は省略)

12.2.5 を次のように改める。

12.2.5 船上に保持すべき図面

登録検査の完了に際しては，**2.1.6** に掲げる図面等のうち該当するもののほか，以下に掲げる図面等が船舶に備えられていることを確認する。

((1)及び(2)は省略)

(3) **P 編 187.1** に規定するオペレーションマニュアル

((4)から(7)は省略)

12.3 年次検査

12.3.2 船体，艀装，消火設備及び備品の年次検査

-1.を次のように改める。

-1. 以下に掲げる書類及び図書について，それらの管理状況を確認する。

((1)及び(2)は省略)

(3) **P 編 187.1** に規定するオペレーションマニュアル

((4)及び(5)は省略)

-6.として次の1項を加える。

-6. 海底資源掘削船にあっては，P 編 15.2.12 に規定する呼吸具の現状検査を行う。

12.4 中間検査

12.4.2 船体，船体艀装及び消火設備の中間検査

-2.を次のように改める。

-2. 船体，艀装，消火設備及び備品の検査

中間検査では，当該船舶の構造，艀装等に応じ，**4.2.2** から **4.2.7** に規定する検査項目のうち該当する項目，**12.3.2-2.**から~~**65.**~~に掲げる船体，艀装，消火設備及び備品の現状及び消火設備の予備品を検査するほか，次に掲げる項目について~~を~~現状を見ることができる範囲内で検査を行う。

((1)及び(2)は省略)

附 則（改正その3）

1. この規則は、2013年1月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約*が行われた船舶にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

* 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。

IACS PR No. 29 (Rev. 0, July 2009)

英文（正）

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
 - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
 - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあっては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
 - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
 - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから1年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。
3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考：

本 PR は、2009 年 7 月 1 日から適用する。

鋼船規則検査要領

B 編

船級検査

要
領

2012 年 第 2 回 一部改正

2012 年 11 月 15 日 達 第 74 号

2012 年 7 月 27 日 技術委員会 審議

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

B 編 船級検査

改正その 1

B2 登録検査

B2.3 海上試運転及び復原性試験

B2.3.1 海上試運転

-3.を次のように改める。

-3. 規則 B 編 2.3.1-1.(3)に規定する操舵試験及び主操舵装置から予備操舵装置への切換え試験は、次の(1)から(11)に示す試験をいう。ただし、(4)、(7)、(8)、(9)、(10) 及び(11)に掲げる試験は、係留中または入渠時に行った場合は、省略して差し支えない。

(1) 規則 D 編 15.2.2 及び 15.2.3 に規定する操舵能力の試験。ただし、満載状態で試験を行うことが困難な船舶にあって、~~他の適当と本会が認める喫水状態で試験を行う場合は、船籍国主管庁が特に指示する場合を除き、次のいずれかによる。この場合、規則 A 編 2.1.8 に定める速力の代りに主機の連続最大回転数における速力を用いて差し支えないこと。なお、この場合において、また、可変ピッチプロペラを装備する船舶の主操舵装置の能力試験時のプロペラピッチは、連続最大前進回転数における承認された基準設計ピッチとすること。~~

(a) 静止状態において舵全体が没水する喫水で試験を行うこと。ただし、許容可能なトリム状態とすること。

(b) 合理的な範囲で満載状態に近い状態で試験を行うこと。ただし、海上試運転時の状態における舵力及びトルクを推定し、かつ満載状態における舵力及びトルクを外挿することにより、満載状態において十分な操舵能力を有することが確認できる場合に限る。

((2)から(11)は省略)

附 則（改正その 1）

1. この達は、2012 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約*が行われた船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
* 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。

IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)

英文（正）

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
 - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
 - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込み者によって、船級協会に申告されなければならない。
 2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1 つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあっては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
 - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
 - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。
- オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから 1 年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。
3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
 4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考：

本 PR は、2009 年 7 月 1 日から適用する。

B1 通則

B1.1 検査

B1.1.3 船級維持検査の時期

-5.(14)として次の 1 号を加える。

- (14) 火炎の侵入を防止する装置（フレームスクリーン、フレームアレスタ、デトネーションフレームアレスタ及び高速排出装置）

2013 年 1 月 1 日前に建造開始段階にあった船舶に要求される火炎の侵入を防止する装置であって、規則 S 編 17 章表 S17.1 中の i' 欄に IIB, IIC 又は空欄表示される貨物を運送する船舶については、2013 年 1 月 1 日以降最初に予定されている入渠又は上架の時期までに、船用材料・機器等の承認及び認定要領第 6 編 7 章 7.4.2-2. に規定される要件に適合した装置を備えていることを、検査により確認を受ける。

B2 登録検査

B2.1 製造中登録検査

B2.1.4 工事の検査

-3.(3)を次のように改める。

- (3) 消火装置、火災探知装置及び手動火災警報装置

（(a)から(g)は省略）

(h) 固定式局所消火装置

i) 配管は、最高使用圧力以上の圧力で気密試験を行う。

ii) 配管の通気試験を行う。

iii) 警報装置の作動試験を行う。

iv) 機関区域の無人化設備を備える船舶にあっては、給水ポンプ及び起動弁の自動及び手動による作動試験を行う。その他の船舶にあっては、手動による作動試験を行う。

~~(hi)~~ 火災探知装置

（省略）

~~(ij)~~ 手動火災警報装置

（省略）

表 B2.1.4-1.を次のように改める。

表 B2.1.4-1. 確認を必要とする消火設備

設備	品名
消火及び消火剤	簡易式（液体，泡，炭酸ガス，粉末）消火器及び消火剤 持運び式（液体，泡，炭酸ガス，粉末）消火器及び消火剤 移動式（液体，泡，炭酸ガス，粉末）消火器及び消火剤 固定式（液体，泡，炭酸ガス，粉末）消火器及び消火剤 自動拡散型液体消火器，持運び式泡放射器及び消火剤
消防員装具	個人装具 安全灯，防煙マスク，防煙ヘルメット，命綱 自蔵式呼吸具及び空気容器（充填品）
射水消火装置	消火ホース，ノズル，水噴霧放射器，非常用消火ポンプ， 非常用消火ポンプ用原動機
固定式炭酸ガス， 不活性ガス消火装置	操作弁，選定弁，3 方弁，集合管，連結管，フレキシブル管， 炭酸ガス容器（充填品），不活性ガス容器（充填品）
固定式泡消火装置 （低，高，甲板）	モニタ，フォームノズル，ホース，原液
固定式加圧水噴霧装置 ／散水装置	噴霧ノズル
<u>固定式局所消火装置</u>	<u>消火ノズル</u>
自動スプリンクラ装置	スプリンクラ・ヘッド，スプリンクラ・ポンプ，放水警報弁
火災探知装置	火災探知装置，手動火災警報装置
ガス検定器	可燃性ガス検定器，可燃性ガス探知装置，酸素濃度計測装置
高圧ガス容器 （容器弁を含む。）	炭酸ガス容器，不活性ガス容器，自蔵式呼吸具用空気容器

B2.1.8 ペイント工事の検証

-2.を次のように改める。

-2. 規則 B 編 2.1.8-1.(1)でいう「本会が適当と認める証明書」とは、次の(1)から(3)のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 船用材料・機器等の承認及び認定要領 4 編 4 章の規定に従って認定された認定書
- (2) 社団法人 日本船舶品質管理協会 製品安全評価センター又は ~~MARINTEK~~ 一般財団法人 日本塗料検査協会が発行した適合証明書
- (3) その他本会が適当と認めるもの

B4 中間検査

B4.2 船体、艙装、消火設備及び備品の中間検査

B4.2.3 を次のように改める。

B4.2.3 効力試験

規則 B 編表 B4.1 第 4 項から第 ~~42~~11 項にいう各種装置の検査の詳細については、B2.1.4-3.(3)の関連規定を参照すること。

附 則（改正その 2）

1. この達は、2012 年 11 月 15 日から施行する。

B2 登録検査

B2.1 製造中登録検査

B2.1.4 工事の検査

-7.を削り，-8.を-7.と改める。

~~7. 規則 B 編 2.1.4-3.にいう「本会が別に定める規定」とは，B2.1.5 に規定するものをいう。~~

~~8. 規則 B 編 2.1.4-4.の規定により工事の立会を軽減する場合には，原則として，その製造所は別に定める「事業所承認規則」に従い審査を受け，承認されなければならない。~~

B2.1.5 水圧試験及び水密試験等

-1.を次のように改める。

-1. 規則 B 編 2.1.5(3)にいう「本会が別に定める規定」とは，以下による。

危険化学品ばら積船の貨物タンクの水密試験及び水圧試験は，規則 S 編 4.1 に示すタンクの型式及び貨物の性状により次の(1)から(3)により行うこと。

- (1) 重力式タンクであって，比重が 1.0 以下の貨物を積載するタンクにおいては，規則 B 編 2.1.5(1)の規定による。
- (2) 重力式タンクであって，比重が 1.0 を超える貨物を積載するタンクにおいては，タンクの頂板上面（一体型タンクの場合，タンクの頂板を構成する甲板の船側における上面）上，次の算式に示す高さまでの水頭の水圧試験を行うこと。ただし， L が 150m を超える場合，又は H が L に比して著しく大きい場合には，別途考慮する。

$$\frac{H}{2}(\gamma - 1) + 2.45 \quad (m)$$

H ：当該タンクの隔壁板の下縁から，タンクの頂板上面までの高さ (m)。なお，一体型タンクの場合，タンクの頂板を構成する甲板の船側における上面までの高さとして差し支えない。

γ ：当該タンクに積載する貨物の比重

- (3) 圧力式タンクにおいては，タンクの設計圧力を基準圧力として，規則 N 編 4.10 の規定を準用する。

B3 年次検査

B3.4 の表題を次のように改める。

B3.4 液化ガスばら積船の特別規定要件

B3.4.2 検査

-4.として次の1項を加える。

-4. 規則 B 編表 B3.9 第 8 項の「本会が適当と認める検査」とは、当該クロスフラッディング設備が有効に作動することを確認するための効力試験をいう。

B3.5 として次の1節を加える。

B3.5 危険化学品ばら積船の特別要件

B3.5.2 検査

-1. 規則 B 編表 B3.10 第 7 項の「本会が適当と認める検査」とは、当該クロスフラッディング設備が有効に作動することを確認するための効力試験をいう。

B5 定期検査

B5.2 船体、艙装、消火設備及び備品の定期検査

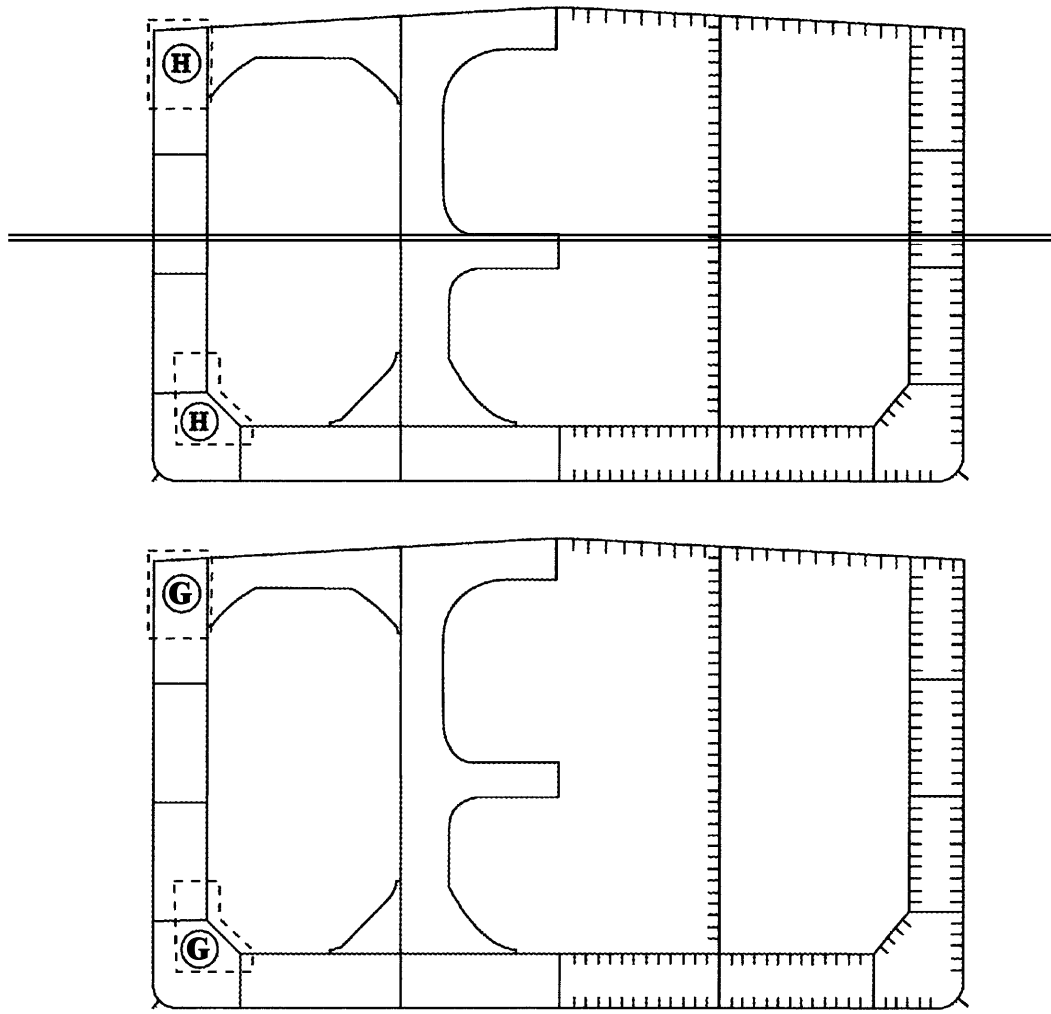
B5.2.5 を次のように改める。

B5.2.5 精密検査

- 1. 検査員が必要と認めた場合は、亀裂を検知するため、非破壊検査を行うよう要求することがある。
- 2. 検査員が必要と認める場合、バウドア、内扉、サイドドア及びスタンドアの締付装置、支持装置及びロック装置の構造部材の寸法計測を要求することがある。締付装置、支持装置及びロック装置の構造部材の衰耗量は、建造寸法の 15%を超えてはならない。
- 3. 規則 B 編表 B5.5 中の記号 ~~H~~G) について、図 B5.2.5 を参照すること。

図 B5.2.5 を次のように改める。

図 B5.2.5 ダブルハル油タンカー船側バラストタンクの最上部及びナックルエリア



附 則（改正その3）

1. この達は、2012年11月15日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

B2 登録検査

B2.5 登録事項の変更

B2.5.1 改造検査

-2.を次のように改める。

-2. 規則 B 編 2.5.1 の適用上、シングルハル油タンカーからダブルハル油タンカー又はばら積貨物船（~~鉱石運搬船を含む。~~）に改造を行う場合の規則要件の適用については、本会又は船籍国主管庁が特に指示する場合を除き、前-1.の規定によるほか、以下によること。

- (1) 規則 C 編 4 章に規定する区画に関する要件については、改造後の船舶の種類等に応じて該当する要件を適用する。
- (2) 復原性に関する要件については、以下によること。
 - (a) ダブルハル油タンカーに改造する場合、引き続き海洋汚染防止のための構造及び設備規則 3 編 3.2.2 の規定に適合すること。
 - (b) ばら積貨物船に改造する場合、(5)によること。
- (3) 規則 C 編 25.2.2-1.に規定する海水バラストタンク等の塗装要件については、海水バラストタンク等の内部の構造全てが新たに造られる場合を除き、適用することを要しない。ただし、規則 C 編 25.2.2-2.に規定の要件は適用すること。
- (4) 規則 C 編 27.2 に規定する曳航及び係留のための設備に関する要件を適用することについては、以下によること。
 - ~~(a) 現存の曳航及び係留のための設備のみを移設する場合、当該設備の支持構造のみ上記要件を適用する。~~
 - ~~(b) 曳航及び係留のための設備を全面的に移設及び更新する場合を除き、安全使用荷重の標示及び曳航及び係留設備配置図を備え付けることを要しない。~~
- (5) ばら積貨物船に改造する場合、規則 C 編 31A 章及び 34.2 の規定を適用すること。ただし、規則 C 編 31A.6.1-1.(2)に規定する点検設備に関する要件については(6)によること。
- (6) 規則 C 編 35 章に規定する点検設備に関する要件については、実質的な新しい船体構造を加える場合を除き、適用することを要しない。ここでいう「実質的な新しい船体構造を加える場合」とは、現存の貨物エリア内の船体構造を全て新替える場合、又は現存の貨物エリアに新しい船底構造もしくは外板構造を加えてダブルハル化する場合をいう。この場合、新たに承認された点検設備に関する手引書を備えること。
- (7) ばら積貨物船に改造する場合、規則 D 編 13.5.10 及び 13.8.5 に規定する排水設備及び水位検知警報装置に関する要件を適用すること。
- (8) 規則 W 編 2.1 に規定する船橋視界に関する要件については、~~船首部の構造に変更があった場合にのみを適用すること。ただし、バラスト状態において、改造前の船橋視界が改造後においても確保できる場合は、この限りではない。~~

- (9) 規則 R 編の防火構造，脱出設備及び消火設備に関する要件は，改造を行った箇所のみについて適用することとして差し支えない。
- (10) ダブルハル油タンカーに改造する場合，規則 V 編 2.2.1 に規定する乾舷の指定に関する要件については，最小乾舷を決定するために使用するパラメータが改造の前後において異なる場合又は改造後に指定される乾舷が減少する場合に，当該要件を適用すること。
- (11) 規則 C 編 18.3, 19.2.3, 20 章, 23.1, 23.2, 23.4, 23.5, 23.6, 23.7, 27.1.6 及び 34.1.1-1. 並びに D 編 13.4 及び 13.6 に規定する要件については，構造又は設備が新しく追加，交換又は改造された場合に適用すること。

附 則（改正その 4）

1. この達は，2012 年 11 月 15 日（以下，「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に改造のための契約が行われた船舶にあっては，この達による規定にかかわらず，なお従前の例によることができる。

B9 機関計画検査

B9.1 一般

B9.1.2 機関継続検査 (CMS)

-6.を次のように改める。

-6. 確認検査

機関及び装置の保守が良好に行われていると本会が認める船舶において、船内の保守作業として機関及び装置が開放され、かつ、開放点検時の記録が整備されている場合は、次に定める確認検査を行うことにより検査員立会による開放検査に代えることができる。この場合、次の開放点検期日は開放点検日から 5 年とする。

(1) 確認検査の方法

- (a) 機関長によって自主開放点検が行われた**(2)**に掲げる機関及び装置について、次に掲げる項目を含む点検報告書 1 部を立会検査員に提出する。本報告書の内容は立会検査員により審査される。また、立会検査員は機関長の経歴書を確認する。
 - i) 機関長のサイン及びライセンス番号
 - ii) 点検場所及び日付
 - iii) 点検項目及び結果
 - iv) 点検前後の運転状態
- (b) 予備品と交換された部品及び修理を行った部分については、それらの状況を現物又は写真により確認する。
- (c) 主機にあつては目視による現状検査を行う。その他の機関及び補機等にあつては、目視に加え、運転状態での検査を行う。
- (d) 主機として用いられるディーゼル機関のクランク軸、主軸受、クランクピン軸受、クランクピンボルト並びにカム軸及び同駆動装置にあつては、潤滑油フィルタ開放等による潤滑油の目視確認を行う。
- (e) 中間軸、スラスト軸及び当該軸受にあつては、可能な範囲における目視による現状検査及び潤滑油の管理について確認を行う。
- (f) 空気槽にあつては、安全弁（可融片を除く。）の開放及び調整の記録を確認する。
- (eg)** 前**(a)**から**(ef)**の確認検査の結果、検査員が必要と認めた場合は開放検査又は再検査を要求することがある。

(2) 確認検査の対象

確認検査の対象となる機器は次のとおりとする。

- (a) 主機として用いられるディーゼル機関
- (b) 発電機並びに推進又は航行の安全に係のある補機を駆動するディーゼル機関

~~ただし、主発電機を駆動する機関を1台のみ備える船舶にあっては、当該機関について本会検査員立会の下で開放検査が行われること。~~

(c) 中間軸、スラスト軸及び当該軸受

(ed) 補機類（空気圧縮機、ポンプ類、熱交換器、空気槽、甲板機械、造水装置等）

(3) 確認検査の時期

確認検査は確認検査を受けようとする機関及び装置の開放点検日から次回定期的検査の時期までに行われること。

B9.1.3 機関計画保全検査（PMS）

-4.を次のように改める。

-4. 機関計画保全検査の承認

機関計画保全検査の承認の基準は次のとおりとする。

((1)及び(2)は省略)

(3) 受検計画書

検査対象機関、装置及び部品については、機関保全計画書の開放間隔を超えないこと。また、下記の機関、装置及び部品については、原則として、検査員立会の下に開放検査が要求される。（状態監視保全方式を採用する場合は、状態監視の診断結果に異常が認められた場合に開放検査が要求される。）

(a) 主機タービンのロータ、ケーシング、主軸受、かみ合い継手、ノズル弁及び操縦弁

(b) 主発電機駆動タービン

~~(c) 推進軸系スラスト軸及び軸受~~

~~(ed)~~ 推進軸系減速歯車装置

(ed) 推進軸系弾性継手

~~(fe)~~ その他本会が必要と認める機関、装置及び部品

なお、この計画書を変更する場合は、改めて計画書を提出し承認を得ること。

(4) 保全記録

保全記録には、少なくとも下記の項目が含まれること。この保全記録は、船内に常時保管されること。

(a) 保全の時期

(b) 保全時の機関長署名

(c) 保全の内容と結果

(d) 積算運転時間（部品交換間隔及び開放点検間隔）

(e) 交換部品名

(f) 計測データ（設計寸法、許容値を含む）

(g) 損傷の状況及び修理方法

(h) 主機ディーゼルのクランクピン、~~及び軸受並びに~~クランクジャーナル、スラスト軸及び当該軸受に関し、潤滑油フィルタ開放等による潤滑油の目視確認結果（機関長により開放検査を実施し記録する場合）

((5)から(7)は省略)

附 則（改正その 5）

1. この達は、2012 年 11 月 15 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。
3. 前 2.にかかわらず、船舶の所有者から申込みがあれば、この達による規定を施行日前に申込みのあった検査に適用することができる。